

令和6年度第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和6年11月20日(水) 午後4時26分から午後5時20分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 義務放流の履行に係る現地調査の結果について（報告）

→ 次回の委員会で内水面漁場管理委員会連合会としての対応を協議

令和6年度第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和6年11月20日（水） 午後4時30分から

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福 留 己 樹 夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出 水 昭 彦	○
漁業者代表	中 村 博 文	○
漁業者代表	山 田 満	○
漁業者代表	下 川 智 美	×
採捕者等代表	斉 藤 千 昭	×
採捕者等代表	別 府 宏 一	○
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 折 田 和 三	○
学識経験者	吉 田 明 彦	○
学識経験者	國 師 恵 美 子	○

(出席者) 8人

(欠席者) 2人

【事務局等】

職名	氏名
水産振興課長	田 中 敏 博
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平

— 令和6年11月20日（水）午後4時26分開始 —

【開会】

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は、委員10人中8人の出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定める出席者数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

○ 福留議長

皆さんこんにちは。先週、島根県松江市に行きまして、西日本ブロック協議会という、中国・四国・九州の16県による会議に出席しました。その中で、特記事項として皆さんに連絡したいことが2つあります。

1つ目は、先日、令和7年度に国に要望する事項について議論しましたがけれども、その議題の中で宮崎県の田代会長から、「外来魚対策としてブルーギルやブラックバスについて記載されているけれども、その中に「コウライオヤニラミ」という大淀川で問題になっている、委員会指示を発出した外来魚も追加してほしい」という話がありました。ただ、全国内水面漁場管理委員会連合会としては、国への要望事項には、特定の県だけで問題となっている事項は入れない取扱いとなっているということでしたので、おそらく「コウライオヤニラミ」という言葉が要望事項の中に出てくることはないだろうと思います。

ちなみに、協議会后に耳にした話ですが、どうやら大分県でも「コウライオヤニラミ」が確認されているようです。と言っても「コウライオヤニラミ」は30センチほどに成長するようですが、実際に確認されているものは20センチほどの小さいもののようで、「コウライオヤニラミ」のせいで他の魚がいなくなったという話ではないようです。

2つ目は、沖縄県の立原会長から、濁水の影響についての要望の話で、沖縄県の場合は赤土の影響が大きいということで「赤土等の濁水」という表現にしてもらえないかということでした。こちらも先ほどと同様の理由で、特定の県の問題を、全国内水面漁場管理委員会連合会の要望としてあげることはできないという回答でした。

以上の2点についてお話しましたが、今日は議題の内容的にあまり時間がないようですので早速議事に入らせていただきます。

【議事録署名者の指名】

○ 福留議長

議事に入ります前に、議事録署名者について、私から指名することによってよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○ 福留議長

それでは今回は、中村委員と別府委員にお願いします。

(「はい。」という声あり。)

【議題1 義務放流の履行に係る現地調査の結果について（報告）】

○ 福留議長

議題1です。議題1は、義務放流の履行に係る現地調査の結果についてです。これは報告事項ですから、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

漁業調整係の山神です。先日の委員会で御協議いただいたとおり、広瀬川漁協の義務放流の実施について現地調査を行いましたので報告いたします。

資料はお配りしているもののほか、パワーポイントを作成しモニターに表示しておりますので、併せて御覧ください。

まず、現地調査は、令和6年11月13日水曜日の午後1時から午後3時15分に行いました。内容としては、広瀬川漁協の事務所における聴取と、米ノ津川での採捕の再現を行いました。

対応者は、広瀬川漁協は、内木場代表理事組合長、中川理事、松田事務員で、水産振興課は村田漁業調整係長と当方。また、広瀬川漁協の区域を管内とする北薩地域振興局の徳永参事と中野技術主幹も立ち会っております。

続いて、種苗の採捕方法について聴取結果を報告します。

採捕場所は米ノ津川の春日橋付近で、ある程度の流れがある場所で採捕を行っていたそうです。プラスチック製のセルビンを用いて、餌として米ぬかや味噌を混ぜたものを中に入れ、セルビンの中を水が抜けるようにして、誘引された魚を採捕していたということです。

採捕場所の位置図を御覧ください。赤い印が春日橋で、左上に海があります。海から4、5キロメートル離れた位置にある橋です。

採捕場所の写真を御覧ください。水深は0.5メートルから1メートル程度、川幅は100メートル程度、転石が散在して粗い砂が混じる、中流から下流に至る底質でした。

先ほどの位置図を拡大したものです。現地確認の際に川の河口側で2つのセルビンを用いて実際の採捕方法を再現しました。実際に採捕を行ったエリアを赤丸で囲っています。このエリアに2つのセルビンを設置しました。

実際の採捕の様子を御覧ください。設置して20分後の状況です。設置後20分であつてもかなりの魚が捕れていることがお分かりいただけるかと思います。

採捕結果です。2つ設置したセルビンのうち、1つは20分で回収したところ、オイカワを250グラム程度採捕できました。また2割ほどカワムツの混獲がありました。2つ目は、設置後40分で回収しました。オイカワを500グラム程度採捕でき、カワムツの混獲はありませんでした。今回の現地確認では計量器を用いて重さを計量しましたが、これまでは経験則から重量を算出していたとのことです。

放流用種苗は1日で確保可能で、採捕したその日に春日橋周辺に放流を行っていたそうです。

このような自河川採捕・放流に至った経緯ですが、漁協への聴取によると、オ

イカワやカワムツなどの小型のコイ科魚類である「ハヤ」自体を漁業権種と認識しており、ハヤの放流も義務放流になると認識していたそうです。平成26年から平成28年は野田川で採捕を行い米ノ津川に放流していたものの、野田川で採捕できるものはカワムツが主体であることが後になって判明し、オイカワの種苗の購入先を探したものの見つからなかったため、平成29年以降は自河川採捕・放流を行っていたということでした。自河川採捕・放流行う際には、採捕場所の周辺で、オイカワの密度が薄いエリアに放流を行っていたことです。

今御説明した中で、履行方法が2つありましたので、それぞれ御説明します。

1つ目の履行方法は野田川で採捕し、米ノ津川へ放流するというものです。モニターに示しているものは、野田川と米ノ津川の位置図です。赤い線で示しているのが広瀬川漁協の漁業権が免許されてる米ノ津川、オレンジで示しているのが野田川です。野田川は出水市を流れる高尾野川水系の河川で、先ほど御説明したセルビンで採捕を行い、米ノ津川に放流を行っていたということです。この時期は、オイカワもカワムツも「ハヤ」として漁業権種であるという認識で、「ハヤ」の放流が義務放流になるという認識でオイカワもカワムツも一緒に放流をしていたようです。

履行方法の2つ目は米ノ津川で採捕し米ノ津川に放流する方法で、平成29年から令和5年に行っています。先ほど図で示した採捕範囲で採捕を行い、複数のセルビンを設置した際にオイカワが捕れない場所を「オイカワの資源が薄い」と判断し、そのような場所に放流を行っていたということです。漁協としては「オイカワは移動範囲が狭い」という認識を持っており、採捕場所から離れた場所で放流を行えば、そこからはあまり移動しないという認識であったようです。

今、御説明した放流の方法を表にして整理しております。表の左から、年、実績、購入先・採捕場所、放流場所となっております。お示しする全ての期間において増殖目標数量は5キロであり、目標数量分の放流は行っていたということです。説明は以上となります。

○ 福留議長

県からの説明が終わりましたが、ただいまの説明について御意見、御質問等があれば、お願いします。折田委員。

○ 折田委員

そもそも論ですが、なぜ内水面において義務放流をするのかということを考えれば、海面だと海はつながっていますから、ある場所で漁獲したとしても補完するように他の海域から資源が入ることがあります。一方で内水面は、水系が違えば隣の河川から資源が入ることがないので、義務放流で、捕った分を補填しましょうというのがそもそもの考えだと思います。その考えだと、野田川で採捕したものを米ノ津川に放流するのはまだ理解できますけど、米ノ津川で採捕したものを米ノ津川に放流というのは、水系全体の資源量で考えると、全くプラスマイナスしていないので、これはどうなのかなと思いました。

○ 福留議長

事務局から。

○ 村田事務局次長

折田委員のおっしゃるとおりだと考えております。ただ、米ノ津川内での放流であっても、例えばアユと同じ考えで、堰があつて遡上できないとか、そういった汲み上げ放流のようなことであれば義務放流になると思います。今回は、ほぼ同じエリアでの放流でしたので、少し疑問が残るところでありました。

○ 福留議長

私からいいですか。自河川放流の場合、そもそも定義はあるんですか。

○ 事務局（山神水産技師）

自河川放流の定義はないですが、一般的に「増殖に資するための行為」ですので、今の折田委員の話であれば、堰の下ではよく採捕されるけど、堰の上ではあまり採捕されていないということであれば、堰の下にいるものを上に放流することもあると思います。あとは、遡上するような魚の場合は、堰により上へ行けなくなっている状況で、上に汲み上げてあげるようなことは増殖行為として認められるものと思っています。

○ 福留議長

距離的な定義はあるんですか。例えば今回のような事例であっても、放流場所が500メートル先、1キロメートル先であれば放流したとみなされるような気がするんですけども。

共通認識として、堰やダムがある場合は増殖行為として認められるというのは分かると思うんですよね。そういったものがない場合の定義は何かありますか。

○ 村田事務局次長

距離的な定義はございません。先ほど申し上げたとおり、その行為自体が増殖につながるかが1つのポイントになると考えております。

○ 福留議長

他に委員の皆さんから御質問お願いします。

○ 中村委員

広瀬川漁協ではハヤは遊漁券を購入しないと釣れないんですか。うちの日当山天降川漁協だとハヤは遊漁券の必要もなく自由に釣っているんですが。

あとハヤは何年くらい生きるんですか。単純な疑問です。

○ 村田事務局次長

ハヤを釣っていると言いつつアユを釣るような遊漁者がいるので、そういった人に対応するためにハヤやオイカワを漁業権の対象種にしている漁協もあります。ただ、実際にはハヤやオイカワを入手できないとして、前回の漁業権切替えの際に、漁業権の対象種から除外した漁協もございます。

先ほど御質問のあったハヤの寿命については、大体3年から5年ほどのようです。

○ 出水委員

ちょっと生息密度のことをお伺いします。アユのように縄張り意識の強いものでしたら、自分のエリアを守る性質を持っていますけど、オイカワもそのような魚種なんですか。

○ 村田事務局次長

オイカワの餌もアユと同じで、石に生える苔を食べるとは聞いています。米ノ津川での生息密度の状況は、非常に濃いという印象でした。セルビンを設置すると、その後ろにオイカワが黒々と帯になるくらい、橋の上からそれが分かるくらいの量でしたので、川が良い証拠だと思いますが、オイカワの密度も高い状況でした。

○ 出水委員

そのような生態を持っているのであれば、薄いところに放流して、生息密度を濃くする、それが増殖行為とイコールであるという判断でよろしいですか。

○ 村田事務局次長

オイカワの義務放流で、かつ増殖行為として見なせる放流の仕方としては、今回、上流の状況も見に行ったんですが、支流の中にはハヤはいるもののオイカワはほとんどいない場所もあったので、よく川の状況を確認して、密度の濃い場所と薄い場所を確認して、濃い場所から薄い場所に持って行くのであれば、それなりの増殖効果はあるんじゃないかなろうかと考えているところです。

○ 福留議長

私からいいですか。説明で少し引っかけたのは「ハヤ」という言葉と「オイカワ」という言葉で、私は宮崎県出身だから「ハヤ」としか言わないんですよ。鹿児島県の方は「オイカワ」と言うんだと知ったんですけども、出水地区の方は「ハヤ」と言ってるんですか、「オイカワ」と言ってるんですか。

○ 村田事務局次長

資料にもありますように、漁業権種が「ハヤ」であると、「オイカワ」とか「カワムツ」とか、そういう小さい魚を総称して「ハヤ」という認識を持たれてる方が、相当数いらっしゃるかと考えております。

○ 福留議長

他に質問ある方お願いします。

県から現地調査結果の報告をいただきまして、質疑が終了いたしましたけども、事務局より当委員会で議論をお願いしたいポイントについて整理しているということですので、御説明をお願いします。

○ 村田事務局次長

前のスライドでお示ししていますが、今、質疑の中で触れた部分もありますが、4点、委員会で議論をお願いしたい点がございます。

まず1点目は、今回、広瀬川漁協が行っていたオイカワやハヤの放流が、義務

放流を行っていたと言えるのか。

2点目として、義務放流を行っていたと判断したときに、その行為が増殖行為と言えるのか。先ほど折田委員から同じような御指摘がありましたが、増殖行為と言えるのかという部分です。

3点目は、増殖行為と言えない場合、内水面漁場管理委員会としてどのような対応を行う必要があるか。

それと最後に、仮に増殖命令を発出する場合、どの程度の数量を放流するのが適切かについて、御議論いただきたいと考えております。

まずは1点目の、義務放流を行っていたと言えるのかという点について御意見をいただきたいと思います。その後、次の議論すべきポイントを皆さんの中で御議論いただければと考えております。

○ 福留議長

それでは1点目の義務放流を行っていたかということに関し、意見が分かれるとは思いますが、折田委員から聞かせてもらえますでしょうか。

○ 折田議長

冒頭で疑問点としてお話したように、今回の広瀬川漁協の行為は義務放流に当たらないのではないかと。あと、増殖行為についても、水系全体の資源量が増えているわけではないので増殖行為とは言わないのではないかと私は思います。

○ 吉田委員

私も同じ意見で、義務放流を行ったと言えるかについては、少し違うのではないかという思いです。

また、増殖行為につきましても同じ川ですので、生息量の増殖には及ばないのではないかと思います。

○ 國師委員

把握しきれてない部分があるんですけども、認識の違いがあったのではないかと考えていて、御本人たちは一応義務放流という認識で行っていたと思うのですけれども、それが増殖と言えるかに関しては、増殖していなかったのではないかと思います。データを取っているかは分かりませんが、そもそも生息密度が低いところに移したと言っても、元々オイカワとカワムツではそれぞれ生息に最適な場所が違うので、移したとしても増えているかは調査しないと分からないところです。そういう認識が足りなかったという点では、義務放流は行っていたのかもしれませんが増殖行為ではなかった。私はそう思っております。

○ 別府委員

正直、この手の問題に関しては、私はあまり知識がない、素人側の人間だと思うのですけれども、皆さんの言っていたとおり、堰があつたり障害物があつたりする場合に移していたら増殖行為だったり義務放流に当たるというのはすごく分かりやすいんですけど、今のやり方の過程を見ると、果たして一般の方々に説明する際に理解が得られるのかという点で、難しいのかなというのが、私なりの意見です。だから義務放流には当たらないという判断になると思います。1点目

が駄目ということは、必然的に2点目も認められない方向になるのではないのかなというのが、私の意見です。

○ 山田委員。

私は、義務放流は「した」と言えると思います。ただ、これが増殖行為に当たるかということについては、クエスチョンだと思います。以上です。

○ 中村委員

私はそもそも義務放流をする意味があるのかなと思います。カワウの勉強会へ行くと、カワウはハヤを非常に好んで食べるということもあるし、天降川水系にもかなりおりますし、うちで少なくなったというところは、温泉街なものですから、髪の毛や排水をそのまま川に流してるみたいで、それで少なくなっているみたいですけど、下流の方には結構いるから、そこまで義務放流をする必要があるのかなとは思いますが。

義務放流したかは、たった5キロくらいでしょ。アユは500キロとか600キロ。これは義務放流したとは言えないと思います。

○ 出水委員

漁業権を考えますと、義務放流をすることが漁業権の要件ということから考えると、行為は行ったと言っても増殖になったかということ、そうは言えない。1点目、2点目についてはそのように思います。

○ 福留議長

私は、最初に質問しましたとおり、距離的な定義がないということで、結局、感覚的な意見というか、少なくとも一般的な人の意見としては、義務放流にはちょっと首をかしげる人がいるんじゃないかなと。

増殖行為と言えるかに関しては、同じ河川で同じものを若干動かした程度では増殖はしないはずですから。よっぽど環境が違えば別ですけども、非常に汚いところから非常に綺麗なところへ移動するとか、そういう場合に限っては分からないこともないですが、結局カワムツがいるということは、この米ノ津川はかなり綺麗な川だと思うんですね。どの川にもカワムツはいるわけではないから。その意味で、増殖行為とは言いがたいという気がします。以上です。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。少しこちらの考えもコメントしますと、先ほど言われたように認識の違いで、漁協としては「やっていた」ということだと思うんですけども、一般の方がどう思うかという意見もありましたが、権利としての漁業権がある中で、増殖行為をしなければならないという義務があるので、そこを果たしているかを明確に説明ができないといけないと思っています。

この判断が難しいこともあり、委員の皆様方の意見を聞いた上で結論付けをしていこうと御意見を伺ったところです。ありがとうございます。

○ 福留議長

次の3点目と4点目はほぼ同じことだと思います。どのような対応をとるか

いうことは、結局増殖命令にもつながっていきますので。この3点目と4点目について御意見のある方、お願いします。

○ 出水委員

よろしいですか。増殖行為としては認められないんじゃないかという意見が多かったわけですが、それをどのように増殖行為と言えるようにするかとなりますと、別河川からの放流というのが一番明確で、その中で、令和6年度は甲突川で採捕をして放流済みということでございますので、このやり方ですと明確ですし、理解も得やすいのではないかと。そのように、指導されたいかかなと思います。数量は、その河川自体の大きさもございまして、広瀬川がどの程度の大きさなのか今分かりませんが。

○ 福留議長

事務局から何か。

○ 事務局（山神水産技師）

はい。議論が深まる前に、増殖命令についてお話ししたいと思います。毎年1月頃に義務放流の目標数量を委員会で協議いただいております。

それをもとに委員会として目標数量を公示して、漁協が1年間かけて放流・報告し、毎年、県から委員会へ報告させていただいてるところです。

今回議論になってる「命令」は、増殖目標を怠っていると認められる場合に発出し、その命令を守らなかった場合には、最終的には、漁業権を取り消さなければならないという規定になっています。

今回は、その命令を発出するかどうかという議論になります。

○ 福留議長

仮に増殖命令を出したとして、増殖命令を履行しているかは、誰がどのように確認するんですか。

○ 村田事務局次長

仮に命令を発出した場合は、県の職員が放流するときに立ち会って確認する必要があると考えております。

○ 福留議長

委員の皆さんから意見があればお願いします。

○ 山田委員

これはオイカワだけのことなんですか。

○ 板坂事務局長

現時点では広瀬川漁協のオイカワに関することです。

○ 中村委員

義務放流を免除することはできないんですか。

○ 事務局（山神水産技師）

内水面の漁業権の場合は、その資源を増殖させることを条件に免許している形になります。なので免許されている魚種に対しては、内水面漁協は増殖の義務を負うことになっています。

広瀬川漁協の場合はオイカワの増殖をするという条件で、オイカワの漁業権を免許されていますので、増殖が必要となっています。その他の多くの河川では、鹿児島県の場合はオイカワは免許されていませんので、オイカワの放流もされていません。漁業権を免許されている以上は、増殖をしなければならないことになります。

○ 國師委員

甲突川で採捕して放流というのは、余りにも違った河川から持ってくるのは、いろんな種の多様性から考えても良くないんじゃないかと思います。

理想を言えば近くの野田川とか、川内川はちょっと遠いですけど、捕ったものを放すのであればそれが一番理想かなと思うんです。生息密度が低いという現地の声があるので、そこをどうやって折り合いつけていくのかはありますが、5キロ程度が採捕可能であれば、それをやっていただくのが。

これまでのことは認識の違いだったとして、「これまで出来ていなかったから今後は更に増やす」というより、「今後はこれを守っていただきます」というのが一番じゃないかなと思います。

○ 出水委員

今回、命令まで発出するかについてですが、少なくとも広瀬川漁協は増殖行為をしようという意図を持って実施されたということですので、今回は命令という形を取らなくてもいいのではないかと思います。しかし、内水面漁場管理委員会としては、それに近い指導をするというのは、いかがでしょう。

○ 福留議長

暫時休憩します。

（休憩）

○ 福留議長

再開します。他に御意見があれば、お願いします。いいですか。

本日の委員会の意見を参考に、県は今後の対応について改めて検討し、報告をお願いします。

【その他】

○ 福留議長

それでは、本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆さんから何かありませんでしょうか。それでは、事務局からお願いします。

○ 板坂事務局長

皆さんの委員としての任期が11月末までということで、今回は最後の委員会です。

す。課長に挨拶をしてもらうつもりで準備をしましたが、所用で難しいとのことですので、私が挨拶文を代読させていただきます。

本日は、令和6年度第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。御承知のとおり、第21期の委員の皆様の任期は今月をもって満了となり、この顔ぶれでの委員会は今回で最後となります。

この4年間を振り返りますと、本委員会におかれましては、令和5年の漁業権一斉切替に伴う各種審議をはじめとして、令和4年漁期から漁業許可へと移行した稚うなぎ漁業の「許可に関する取扱方針」の制定、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示の発出、毎年の増殖目標の設定など、様々な重要な職務を行っていただきました。内水面漁業の振興を図るためには、内水面資源の保護培養に係る漁業や遊漁の秩序の維持が重要であることから、皆様の果たす役割は誠に重大であったと考えております。深く感謝申し上げます。

11月も下旬となり、今年も残すところあと1月となりました。皆様にはくれぐれも健康に御留意いただくとともに、今後ますます御活躍されますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

令和6年11月20日水産振興課長 田中 敏博。代読でした。以上です。

○ 福留議長

ありがとうございました。
他に何かありますでしょうか。

○ 中村委員

天降川水系で、日当山天降川漁協と松永漁協と手籠川漁協があったんですが、組合員が高齢化で抜けていく中で、このたび合併しようかと動きまして、令和7年1月から「霧島天降川漁業協同組合」として活動することになりましたので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

○ 福留議長

他に何かありますか。

○ 山田委員

義務放流は、私たちもアユをメインでやっているんですけども、放流しても成果が上がらない。漁業権を持つて以上は義務放流をしなければならないんですが、伴うのはお金です。県には、目標数量を下げてくださいとか調整していただけないかというのが切実な願いです。厳しいです。

○ 中村委員

手籠川漁協さんも赤字が200万ぐらいあって、残金が10万円しかなかったです。アユも捕れないし組合員も減ってきて、高齢化で収入がないものですから。どこの組合も今後厳しいと思います。

自河川放流で潰れる組合も出てくると思いますので、勉強していただきまして、今後の運営に役立てていただきたいと思います。

○ 福留議長

切実なお願いとして、よろしくお願いいたします。
他に何か御意見ありますでしょうか。

【閉会】

○ 福留議長

ないようですので、これで第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。先ほどありましたとおり、本日が任期最後の委員会でした。
皆様4年間、まことにありがとうございました。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。
それでは、本日の委員会は終了いたします。

— 令和6年11月20日（水）午後5時20分終了 —